

パブリックコメントにおける意見等の概要及び市の考え方

1 募集期間

令和8年2月7日（土）から3月9日（月）まで

2 募集方法

- (1) 市ホームページ
- (2) 窓口（環境・地域エネルギー課、行政情報コーナー及び各地区地域づくりセンター）

3 実施結果

- (1) 件数  
27件（6人）
- (2) 提出方法  
FAX 27件（6人）
- (3) 意見等に対する対応

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正するもの	10件
イ 趣旨同一の意見	意見等と同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	5件
ウ 参考とする意見	案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの	5件
エ 対応が困難な意見	対応が困難なもの	5件
オ その他	その他の意見	2件
計		27件

4 意見等の概要及び市の考え方

No.	該当箇所	意見等の概要	市の考え方
1	概要版 P.4	外来種のブラントラウト（魚）は梓川周辺で分布が広がっており、記載した方がよい。また、アメリカザリガニも、その対処の仕方を含めて記載してはどうか。	【ア 反映する意見】 正式に確認が認められているブラントラウト、アメリカザリガニ等の条件付特定外来生物について記載を追加しました。
2		新たに見つかった外来種「タイワンタケクマバチ」（波田）や、その他にも外来種が見つかると思われる、市民から情報を得ることが大事と思う。	【ウ 参考とする意見】 タイワンタケクマバチについては、市民向けの外来生物の報告フォームを設けており、情報を募集していることを周知します。

3	全体 コラム	コラム内の委員標記が「松本市生物多様性地域戦略策定委員会」となっているが、「松本市環境審議会生物多様性地域戦略策定委員会」ではないか。	【ア 反映する意見】 ご指摘のとおり修正しました。
4	市長あいさつ	市長あいさつが空欄となっている。記載すべきである。	【ア 反映する意見】 策定時には、パブリックコメントを踏まえた修正と併せて記載します。
5	P. 9 1-2 生物多様性の恵み (3) 伝統・文化を支える（文化的サービス）	みすず細工（竹細工）、お神酒の口は、今では松本の竹を使用していない。入れるべきではないのではないか。	【エ 対応が困難な意見】 これらは生物多様性の恵みにより生まれた文化の例として記載しているものであるため、記載のとおりとします。
6	P. 38 第2章 松本市の生物多様性の現状 2-4 松本市における生物多様性の問題 オ 水辺環境の変化	多くの県外者が見学に来ている牛伏川砂防改修部の写真を載せてほしい。	【ア 反映する意見】 P. 37に牛伏川砂防改修の説明を次のとおり追加しました。 フランス式階段工で有名な牛伏川でも牛伏寺橋周辺ではえん堤を改修し、流れの連続性を確保したことにより～  P. 38に写真を追加しました。
7	P. 47 (3) 人間の活動によって持ち込まれたものによる損失	牛伏川フランス式階段工の上側にヤマビルの侵入が見られることを記入すべき。 理由：松本東山には昔からヤマビルがいなかった。原因は南信からの鹿が運んできたと思われる。もう一つは温暖化で冬場の気温が上がりヤマビルが生きられるようになっていること。	【エ 対応が困難な意見】 ヤマビルは人間の活動により持ち込まれたものではないため追記はしませんが、今後実施するエコスクール等の環境教育でシカの生息域の拡大とともにヤマビルやマダニの生息域が拡大していることを伝えます。
8	P. 47 (3) 人間の活動によって持ち込まれたものによる損失	上高地のカワマス×イワナの存在が下流の水殿ダムの中でも増えつつある。このことも加えるべき。	【ア 反映する意見】 次のとおり追記します。 イ 上高地の外来生物 3段落目 近年では、下流の水殿ダムでも交雑種が見られるようになってきました。

9	P. 47 (3) 人間の活動によって持ち込まれたものによる損失	上高地ゲンジボタルの問題解決に時間がかかりすぎている。生物的には解決方法はそう難しくないの、やる気があるかないかの問題。できないのなら、その理由を書くべき。	【エ 対応が困難な意見】 現在、環境省が主体となり、成虫モニタリングと駆除を実施しています。一旦定着した外来種の駆除には多大な労力がかかるため、根絶には至っていませんが、駆除方法を検討しながら継続します。
	P. 65 第5章 環境ごとの重点施策 5-1 高山 (3) 外来生物対策		
10	P. 50 第3章 生物多様性 地域戦略の目標と取組方針 3-2 取組方針	危惧種の盗掘対策をはっきり書いてもらいたい。	【ア 反映する意見】 次のとおり追記します。 (3) 実践し、生かす ～回復軌道に乗せるため、生息地保護、盗掘対策等、具体的な～
	P. 55 第4章 行動計画 4-2 希少種の保護 (4) 希少動植物の保護・増殖		【ア 反映する意見】 次のとおり追記します。 また、盗掘対策についても検討します。
12	P. 53 第4章 行動計画 4-1 自然環境の保全 (5) 生態系に配慮した事業	松本市としての具体的な取り組みを、市民にも分かる形で、報告してほしい。	【ウ 参考とする意見】 環境保全型農業の実施状況等は環境基本計画の進行管理において毎年報告しています。その他の項目についても、行動計画の進捗管理をどのように進めていくか検討します。
13	P. 54 第4章 行動計画 4-1 自然環境の保全 (6) 森林利用・森林整備の推進	森林は市民が享受する生態系サービスの母体となるもの。科学的には森林の生態系サービスと生物多様性は相互関係があり、生物多様性が豊かであると生態系サービスも豊かになるとされている。そのため、森林整備とくくらず、生物多様性を考慮した森林整備の計画や方針が必要かと思われる。松本市では松枯れ対策の事業もあるので、そちらの事業と連携して森林整備計画を立ててほしい。	【イ 趣旨同一の意見】 令和7年4月に変更策定した「松本市森林整備変更計画書」の「Ⅱ森林の整備」の中で、立木の伐採に当たっては森林の生物多様性の保全に留意することを記載しています。 また、同年4月に策定した「松本市森林長期ビジョン」の「基本施策テーマ4：市民の暮らしを支える森を守る」の中でも、適切な森林整備を引き続き計画的に行って生物多様性の保全を含む公益的機能が発揮される森林作りを推進する旨を記載しています。

14		<p>森林整備では民間事業の関わりが必須と考えるが、補助金に沿った画一的な造林・植林・再植林ではなく、生物多様性や生態系サービスを考慮した計画及び実情に見合った歩掛りでの森林整備が必要かと思われる。</p>	<p>【イ 趣旨同一の意見】 森林整備事業は、生態系サービスを保全するために重要と考えるため、今後も引き続き計画的に実施していきます。また、森林整備は現場の地形等によって費用が異なるため、適正な事業費を県が算出して事業を実施しています。</p>
15		<p>2025年4月に松本市森林長期ビジョンが策定された。関係性を持たせて、里山の森林の利用と生物多様性の保全も同時に進めてほしい。</p>	<p>【イ 趣旨同一の意見】 森林整備は「山の保全」だけでなく、「市民の生活基盤を支える生態系サービスの保全」でもあると考えます。松本市森林長期ビジョンでは、市民と森林が触れ合える里山を増やす観点からも、里山を含めた森林整備を進めていくこととしています。</p>
16	<p>P. 58 第4章 行動計画 4-5 生物情報の整備 (1) 自然環境の現況調査 P. 59 4-6 市民参画 (1) 市民参加の環境調査</p>	<p>市民参加の環境調査、市民団体と協力して行う生物情報の調査について、山と自然博物館が情報を収集すると同時に、希少種以外については市民に向けて広く報告する機会を設けてほしい。</p>	<p>【イ 趣旨同一の意見】 4-5 生物情報の整備(5) 生物情報の活用で、記載しているとおり、環境学習、市民講座、公民館活動等で発信していきます。</p>
17	<p>P. 58 第4章 行動計画 4-5 生物情報の整備 (3) 生物情報の一元管理</p>	<p>一元管理から、「松本市版レッドデータ」へ発展させてほしい。</p>	<p>【ウ 参考とする意見】 今回の改訂を機に、生物情報の収集及び一元管理を進めていきます。収集した情報を希少動植物保護、開発行為等に利用する仕組みづくりを検討していきます。</p>

18	<p>P. 68 第5章 環境ごとの重点施策 5-4 陸水(河川・湧水・ため池)</p>	<p>牛伏川砂防改修の件も載せるべき。また東山からの溪流やアルプス方面からの溪流には沢山の砂防ダムや治山ダムがある。生物多様性を目指すなら流れの連続性を復活させるスリット化改修を目標にすべき。スリット化改修は造る側の理論からしても矛盾しないことは国土交通省の通達でも明らかである。</p>	<p>【ウ 参考とする意見】 No. 6で回答したとおり、牛伏川砂防改修について記載しました。スリット化についてはご意見として捉え、関係機関と共有します。</p>
19	<p>P. 70 第6章 モデル地区</p>	<p>牛伏川砂防改修の現場をモデル地区に入れてほしい。この工法は生物多様性戦略の工法的なモデルに最適</p>	<p>【エ 対応が困難な意見】 モデル地区には、市民との協働で生物多様性保全に取り組んでいるものを挙げています。ご指摘の内容はモデル地区の定義とは異なるため、現状のままとします。</p>
20	<p>P. 77 第6章 モデル地区 6-7 梓川橋下流左岸(矢橋) P. 78 第6章 モデル地区 6-8 梓川橋上流右岸</p>	<p>モデル地区について、梓川下島橋下流や上河原で育成会と観察会をしていることもあり、より広い倭橋上流から島々などの範囲を梓川河川域としてはどうか。</p>	<p>【ア 反映する意見】 梓川橋下流左岸(矢橋)周辺及び梓川橋上流右岸のモデル地区のエリアを見直しました。</p>
21	<p>P. 79 第7章 推進体制</p>	<p>環境・生物・生態系に関する情報が部局間で十分に共有されているとは見受けられない。環境部門のみならず、都市計画、建設、農林、観光等の関係部署が参加し、環境や生物・生態系の情報を共有する体制が必要</p>	<p>【イ 趣旨同一の意見】 P. 58 4-5 生物情報の整備(3) 生物情報の一元管理にあるとおり、情報を一元管理し、整理することで庁内関係部署に共有できる体制を目指します。</p>
22	<p>P. 79 第7章 推進体制</p>	<p>開発行為に対して体系的な環境アセスメント(簡易評価を含む。)が制度化されおらず、重要な生態系への影響が事前に把握されないまま事業が進行する可能性がある。これを義務づける仕組みや体制が必要</p>	<p>【ウ 参考とする意見】 今回の改訂を機に、生物情報の収集及び一元管理を進めていきます。収集した情報を希少動植物保護、開発行為等に利用する仕組みづくりを検討します。</p>

23	<p>P. 81 7-2 進行管理</p>	<p>モニタリング指標について、なぜその指標になったのか、その指標の達成によってどう生物多様性へポジティブな影響があるのかを示してほしい。</p> <p>また、基本計画の前段で生物多様性の重要性の記載があるが、記載された重要性和モニタリング指標の項目が合致しているのか、なぜその項目を指標として選んだのか。さらに、それらを達成すると松本市の生物多様性にどれだけの効果があるのか。</p> <p>喫緊の課題事項、重要事項であるからこそ、実効性のある取組みが必要と考える。また、効果計測ができるからこそ次の基本計画への課題も浮き彫りになり、より実のある活動につながると考える。</p>	<p>【オ その他の意見】</p> <p>戦略策定時の地域戦略策定委員会において、生物多様性保全の効果を定量化する成果指標の設定について議論を行いました。しかし、生物に対して定量化した指標を設定することは困難であるとの結論に至ったため、モニタリング指標には生物多様性に資する取組みを継続・拡大するための指標が設定されています。</p>
24	<p>P. 85 4 松本市環境審議会 生物多様性地域戦略策定委員会委員名簿 (平成26～27年度)</p>	<p>委員10名のうち9名はコラムがあるが、残り1名はコラム等がない。</p>	<p>【オ その他の意見】</p> <p>コラム作成は平成27年に行ったため、平成26年に交代した委員のコラムはありません。</p>
25	<p>P. 87 6 松本市環境審議会委員名簿(令和7年度改訂) 第15期松本市環境審議会</p>	<p>委員名簿が五十音順になっていない部分がある。</p>	<p>【ア 反映する意見】</p> <p>ご指摘のとおり委員名簿を修正しました。</p>
26	<p>P. 87 6 松本市環境審議会委員名簿(令和7年度改訂) 第15期松本市環境審議会</p>	<p>途中交代した委員を備考欄に入れるべき。</p>	

27	<p>P. 87 6 松本市環境審議会委員名簿（令和7年度改訂） 第15期松本市環境審議会</p>	<p>公募委員がどのような人物か記入すべき。</p>	<p>【エ 対応が困難な意見】 公募委員については、松本市附属機関等の設置等に関する要綱に基づく公募制度により募集した委員です。そのため、委員の選出分野自体が公募委員のため、記載のとおりとします。</p>
----	-----------------------------------------------------------	----------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------